



■所得変動のモデルケース
●夫婦、給与収入500万円の場合

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000円	122,500円	
住民税	130,000円	227,500円	
合計	350,000円	350,000円	

	平成19年(度)収入なし		差額(還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

ご存じですか？ 所得変動に伴う住民税の減額措置

◎税務課 ☎22-1313
 平成19年に収入が減り所得税が課されなくなった方で、一定の条件を満たす方は「所得変動に伴う住民税の減額措置」を申告により受けることができます。なお、この措置は平成19年度分の個人住民税のみ適用となります。

税源移譲により、所得税率の変更による税負担軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の影響のみを受ける方(平成19年の収入が、退職などにより大幅に減った方)については、既に納付済みの平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

■減額措置の対象者
 平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者が対象となります。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出された方は、平成19年の収入が減少した場合、平成19年の収入なしの税率を適用し、差額(還付額)が97,500円となります。

平成19年1月1日現在でお住まいの市町村へ提出することになっていきます。

申告期間(土・日・祝日を除く) 7月1日(火)～31日(木)

■所得変動に伴う住民税の還付を受けるには、「住民税減額申告書」の提出が必要となります

なお、個別の対象・非対象については、住民税が確定する6月13日(金)まではお答えできません。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

申告期間(土・日・祝日を除く) 7月1日(火)～31日(木)

減額申告書は、平成19年1月1日現在でお住まいの市町村へ提出することになっていきます。

このため、平成19年中に本市に転入した方で、減額措置の対象者となる方は、平成19年度の住民税を課税した市町村で申告くださいませようお願いします。

豊かな農村を維持していくために

～平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施概要～

◎農林課 ☎22-1253



▲草刈りの共同作業(小原・大熊地区) ▲景観作物の共同作付け(福岡・上原地区) ▲水路の清掃も共同で(白川・犬卒都婆地区)

中山間地域等直接支払制度は、健全な農業・農村を維持・継続していくために、高齢化進行地域や農地が急傾斜地であったり、地形的条件により小区画・不整形であったりするなど、農業生産条件が不利な地域において一定の条件を満たした農地を有する集落が集落協定を締結し、農業生産活動や保全活動を行う場合に、5年間にわたって交付金をその集落に交付する制度です。

本市では8地区がこの制度を活用し、協定参加者の創意工夫により地域の活性化と、農村環境や景観の向上などに努めています。

また、集落を基礎とした営農組織の育成を行い、自律的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備に向けた取り組みを行っています。

■本市における該当地域
 ●通常地域
 (地域振興立法の指定地域) 小原地区
 ※「特定農山村地域における農林業などの活性化のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第4項の規定に基づき指定
 ●特認地域
 (宮城県知事が自然的・経済的・社会的条件が不利な地域として指定) 越河地区、齋川地区、大鷹沢地区、白川地区、福岡地区

■19年度の交付状況

地区名	集落名(協定集落名)	交付金の対象となった農地面積	交付金額	主な取り組み内容
小原	大熊	54,053㎡	978,060円	・担い手への農作業の委託 ・交付金の交付対象とならない農家との連携した活動
	塩ノ倉	149,890㎡	3,068,590円	・担い手への農作業の委託 ・非農家との連携した活動
	中北	127,505㎡	2,677,605円	・機械・農作業の共同化 ・自然生態系の保全に関する学校教育との連携した活動
	沼田	65,821㎡	1,382,241円	・担い手への農作業の委託 ・非農家との連携した活動
大鷹沢	稻荷堂	22,313㎡	217,049円	・機械・農作業の共同化 ・他集落との連携した活動
	唐竹	52,706㎡	1,106,826円	・機械・農作業の共同化 ・他集落との連携した活動
白川	犬卒都婆	342,485㎡	5,905,772円	・集落を基礎とした営農組織の育成
福岡	上原	139,754㎡	2,704,344円	・担い手への集積化
合計	8集落	954,527㎡	18,040,487円	

■平成19年度の交付金交付状況
 平成19年度に交付金を交付した市内の集落と交付金額は次表の通りです。交付金の総額は約1,800万円、交付した集落は8集落です。

また、交付金の負担割合は、通常地域の場合は国が2分の1、県と市が4分の1、特認地域にあつては国、県、市それぞれが3分の1を負担しています。

交付金は集落協定に基づき総額の約2分の1以上を水路・農道などの維持管理、農地・農村の有する多面的機能を増進する活動や集落の活性化に要する費用に使用され、残りの交付金は、現に農地を維持管理することとなる農地の耕作者に面積に応じて支払われています。

詳しくは、農林課までお問い合わせください。



▲田植え体験を終えた参加者の皆さん。少々お疲れのご様子



▲写真①/真剣な表情で苗を植える参加者の親子 写真②/田植え体験の全景 写真③/里芋の植え付けを行う家族(小下倉地区) 写真④/大鷹沢地区で行われたタケノコ掘り体験

市外から10家族27名が参加 田舎暮らし体験ツアー春編

5月10日から11日までの2日間、田舎暮らし体験ツアーの春編が開催され、仙台市や柴田町などから参加した10家族27名の皆さんが、田植えや里芋の植え付け、タケノコ掘りなどを体験しました。

参加者のほとんどが、農業は初体験。福岡蔵本の上原地区で行われた田植えでは、水を張った田に足を取られるなど、悪戦苦闘する場面があちこちで見られました。このほかにも、里芋の植え付けやタケノコ掘りなど、白石の豊かな自然がはぐくんできた、農業の魅力を満喫しました。10日には、引き続き秋編が開催されます。